



お知らせコーナー

都市計画の見直し (都市計画区域の再編及び線引きの見直し) について

1. 見直しの経緯

近年の都市をめぐる社会経済情勢は、少子高齢社会の到来や市町村合併など大きく変化しています。これらのことから、本県では、これからの時代に対応するため、茨城らしい都市計画制度の活用を前提として、全面的に都市計画区域の再編や線引きの見直し(都市計画の見直し)を行うこととしました。そのための指針として、昨年9月、「茨城県都市計画の見直しガイドライン」を策定しました。

2. ガイドラインについて

ガイドラインは、市町村が都市計画区域の再編や線引きの見直しを検討するうえでの考え方や配慮すべき事項、活用できる都市計画制度等をまとめたものです。

「茨城らしい都市づくりの方向性」、「都市計画区域の再編」、「都市計画制度の活用方策」、「区域区分(線引き)の見直し」の4章で構成されており、市町村が具体的に見直しを検討する際の手引き書としての役割を果たします。

3. 市街化調整区域における地区計画の活用について

本県では市街化調整区域などの郊外に県民の約45%が居住していますが、近年、市街化調整区域の人口は減少傾向にあります。市街化調整区域における集落のコミュニティ維持や活性化

を図る観点から、ガイドラインにおいては、一定の都市的土地利用ができるようになる「準市街化区域」を具現する一つの方策として、市街化調整区域における地区計画制度の活用を打ち出しています。地区計画を策定した区域であれば、市街化調整区域であっても、地区計画に適合する開発行為が許可の対象となります。

4. 現在の状況

昨年10月から、都市計画の見直しに向け、ガイドラインに基づいて関係市町村と勉強会・意見交換会等を行っています。今後、各種都市計画制度の活用について検討を進め、それぞれの地域の実情を踏まえながら、市町村と協働で見直し案の作成を行っていきます。

また、現在、国においては、集約的都市構造の実現と中心市街地の再生を図るため、都市計画法改正の準備を進めていることから、この法改正の動向を見据えながら見直しを行っていく必要があります。

来年度からは、具体的な都市計画変更手続きに着手する区域がありますので、皆様の御理解御協力をよろしくお願いいたします。

準市街化区域：法的な位置づけはないが、「茨城らしい都市づくり」を実現するため、ガイドラインにおいて定義付けを行っている。

< 問い合わせ先 >

土木部都市局都市計画課

特定プロジェクトG

TEL 029-301-4592

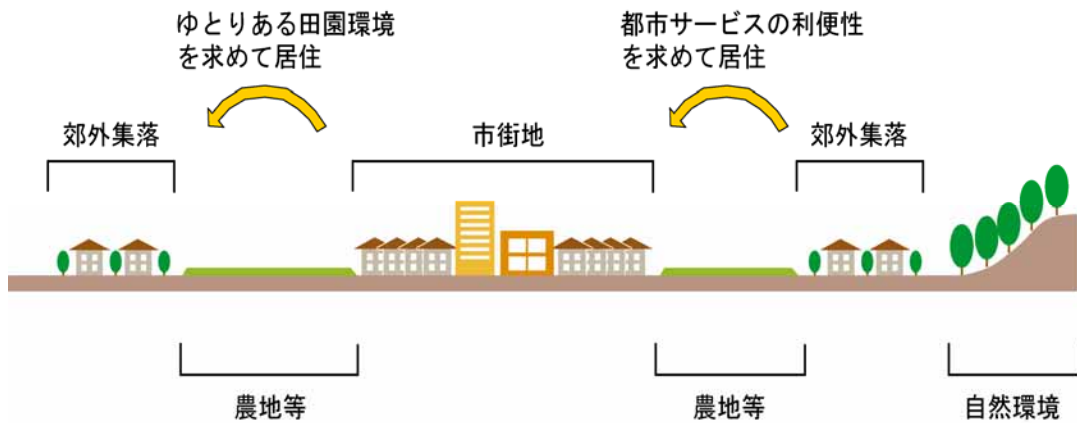


茨城らしい都市づくりの方向性

既存の市街地や郊外集落を核として多様な都市的土地利用を計画的に誘導

市街地：都市サービスの利便性の高い居住環境の提供

郊外集落：ゆとりある田園居住環境の提供



農地や自然環境等：優良な農地や貴重な自然環境の計画的な保全

+

新たな産業の計画的な立地誘導

商業施設の適正な立地誘導

準市街化区域の活用イメージ

